

第40回 全国トラックドライバー・コンテスト 学科競技

問題用紙

(制限時間：60分間)

注意事項

- ① 解答はすべて別紙の解答用紙（マークシート方式）に記入すること。
- ② 解答用紙（マークシート方式）は、鉛筆を使用して必要な箇所にマークし、誤ってマークした場合は、跡の残らないように消しゴムで消すこと。
- ③ 解答用紙に書かれている受験番号、氏名を確認すること。
受験番号は「『部門コード』－『ゼッケン番号（2桁（例：青森県＝02））』」となる。

部 門	部門コード
4トン部門	B
11トン部門	C
トレーラ部門	T
女性部門	W


例) トレーラ部門の青森県代表の選手の場合、受験番号は「T－02」となる。

- ④ この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ⑤ 印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で用事があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものには回答しない。
- ⑥ 問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑦ 試験開始45分経過後より退席してよいが、解答用紙は机上に伏せて、他の選手のじゃまにならないよう静かに退席すること。一度退席したら再度入席は出来ない。
- ⑧ 時間については、終了10分前と5分前に予告をする。

学 科 競 技

I 交通法規（40問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

1. 警察官の手信号で腕を垂直にあげたとき、または灯火を頭上にあげたときは、身体の正面に平行する交通については、赤信号と同じ意味である。
2. 新しい車に乗り換えたので、早くブレーキの効き具合に慣れるために、路上で後方の安全を確かめて急ブレーキを何度もかけて練習をした。
3. 交差点とは、十字路、T字路その他二つ以上の道路（歩車道の区分のある道路では車道）が交わる部分をいう。
4. 第一種運転免許は、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許及びけん引免許の8種類である。
5. 貨物自動車の運転者は、歩行者の側方を通る場合に、歩行者との間に安全な間隔を保つことができれば必ずしも徐行する必要はない。
6.  左の標識は、追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止する規制標識なので、中央線をはみ出さなければ追越してもかまわない。
7. 道路で交通巡視員が手信号をしていた場合、警察官でないことから手信号に従わなくても良い。
8. 自動車の運転者は、シートベルトを装着して運転しなければならない。また助手席に人を乗車させる時は、助手席の人にシートベルトを装着させなければならないが、後部席の人にはシートベルトを装着するよう勧めればよい。
9. 青色の灯火の矢印信号は、車両が赤色または黄色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向へ進行することができる。ただし、右折の矢印の場合は、軽車両および二段階右折の原動機付自転車は進行できない。

10. 高速自動車国道を運転するときは、あらかじめ燃料・冷却水・エンジンオイルの量などを点検しなければならないが、必要に応じてパーキングエリアなどでも同様の点検をし、運転に支障が出ることをないようにしなければならない。
11. 貨物自動車の運転者は、出発地を管轄する警察署長の許可を得なければ、荷台の長さを超えた貨物を積載して運転してはならない。
12. 車は歩行者用道路を通行することはできないが、警察署長が許可した時は、沿道に車庫がある車に限り通行できる。
13. 高齢運転者標識をつけている普通自動車に対しては保護しなければならないので、追い越しや追い抜きをしてはならない。
14. 車両等は、夜間道路を通行するときは法で定められた灯火をつけなければならないが、昼間の高速自動車国道及び自動車専用道路で、前方200メートルまで照明により明瞭に見えるトンネル内では灯火はつけなくとも良い。
15. 車両は同一方向に2つの車両通行帯があるときは、速い車が右側、遅い車が左側を通行するよう定められている。
16. 道路標識等によって速度が指定されていない一般道路における特定中型自動車の最高速度は、時速50キロメートルである。
17. 上り坂の頂上付近及び勾配の急な下り坂は追越し禁止場所なので、自転車を追い越すことも禁止されている。
18. 路線バス等優先通行帯を、公安委員会から通行の指定を受けていない普通貨物自動車で行中、通園バスが後ろから接近してきた場合は、すみやかに優先通行帯から出て道を譲らなければならない。
19. 車両等の運転者は、児童や幼児の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過する時は、徐行して安全を確かめなければならない。
20. 交差点とその前後5メートルの範囲については、駐車してはならないが停車はできる。

21. 交差点とその手前 30 メートル以内の場所は追越し禁止場所であるが、交差点内であっても優先道路を通行している場合は追越しをしてもよい。
22. 道路の中央に寄って右の方向指示器を出している車を追い越すときは、その左側を通行しなければならない。
23. 車両総重量が 5,500 キログラムで最大積載量が 2,000 キログラムの貨物自動車は、普通免許を受けていれば運転することができる。
24. 有効期限の過ぎた運転免許証で運転しても、免許が失効した日から起算して 6 ヶ月以内は無免許運転とはならない。
25. トンネルの中は駐停車禁止場所であるが、幅員の広い路側帯や車両通行帯のあるトンネルの場合は駐停車できる。



26. 左の標識は、「身体障害者標識」である。
27. 車は、右左折する時は右左折しようとする地点から 30 メートル手前の地点に達した時に合図を出さなければならないが、転回は転回をしようとする時でよい。
28. 安全地帯のそばを通るときは、歩行者の有無に関係なく徐行しなければならない。
29. 2 本の白色の実線で路側帯が標示されているところでは、その路側帯がいかに広くてもその中に入って駐車することはできないが、停車することはできる。
30. 勾配の急な上り坂は徐行しなければならない。
31. 高速自動車国道を通行するときは、いかなる場合も路側帯を通行してはならない。
32. 車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に同乗することも禁止されている。

33. 横断歩道の手前で停止している車があるときは、その右側を通過して前方に出る際には、歩行者が横断している危険性があるので徐行して通行しなければならない。
34. 道路交通法における「車両」とは、自動車、原動機付自転車、軽車両および路面電車をいう。
35. 信号機のある踏切を通過するときは、一時停止しないで通過できるが、安全は確かめなければならない。
36. 大型貨物自動車を運転中、歩行者に泥はねをしてしまった場合、違反点数はないが反則金はある。
37. 道路の左側に面したガソリンスタンドへ入るため歩道を横切ろうとした際、歩行者がいなかったため、一時停止せず、徐行で通行した。
38. 荷物の積み下ろしのため車から離れるとき、ほんのわずかな時間であったため、駐車ブレーキを確実にかけ、エンジンを停止させずに車から離れた。
39. 乗合自動車が発進しようとして合図をした場合、その後方にある車両は、いかなる場合でも、乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
40. 荷物が分割できないため、積載物の重量や大きさ、積み方が規定の制限を超える場合は、出発地の警察署長の許可を受けて積載することができるが、その荷物の見やすい箇所に、昼間は0.3メートル平方以上の赤色の布をつけなければならない。

学 科 競 技

Ⅱ 構造機能（20問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

41. 自動車には、自動車検査証の他に、点検整備記録簿の写しを備え付けなければならない。
42. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
43. 自動車の最小回転半径は、最内側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
44. 貨物の運送の用に供する普通自動車の後輪タイヤ（ダブルタイヤ）の接地部の滑り止めについて、全周にわたり溝の深さを測定したところ、内側タイヤについては、1.5ミリメートルであったが、保安基準に適合すると判断して運行した。
45. 点検整備記録簿は、定期点検整備をしたときにのみ記載の義務があり、その保存期間は記載の日から1年間である。
46. 事業用貨物自動車のブレーキの液量点検は、定期点検にあつては、12ヶ月ごとに行えばよい。
47. 車幅灯の灯光の色は白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。
48. セミトレーラ以外の自動車であつて、最遠軸距が5.5メートル未満の自動車の車両総重量は20トンを超えてはならない。
49. 運行記録計は、貨物の運送の用に供する車両総重量5トン以上又は最大積載量3トン以上の事業用貨物自動車に備えなければならない。
50. 道路運送車両法上の「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

51. 自動車（被けん引自動車を除く。）の側面ガラス（運転者席よりも後方の部分を除く。）に可視光線透過率が65%以下のフィルムが貼付されていたが、保安基準に適合すると判断して運行した。
52. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車である。
53. 前部反射器による反射光の色は赤色でなければならない。
54. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8メートル未満である場合にあっては18トン（その軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1つの車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合にあっては19トン）、1.8メートル以上である場合にあっては20トンを超えてはならない。
55. 車両総重量7トン以上の普通貨物自動車に備えなければならない大型後部反射器の数は1個、2個又は4個でなければならない。
56. 車両総重量7トン以上の事業用貨物自動車については、日常点検において、ディスク・ホイールの取付状態が不良でないかどうかを点検しなければならない。
57. 貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度20km/h未満のものを除く。）の走行用前照灯は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
58. 道路運送車両法における小型自動車は、四輪以上で軽油を燃料とする自動車（軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の場合にあっては、長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.00メートル以下、総排気量が2.00リットル以下のものをいう。
59. 指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示しているときであっても、自動車検査証を備え付けなければ当該自動車を運行の用に供してはならない。
60. 日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、整備管理者の助言を受けて運行管理者が行わなければならない。

学 科 競 技

Ⅲ 運転常識（30問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

61. 踏切内では、エンストを防止するために、発進したときの低いギアのまま、変速しないで通過するのがよい。
62. 坂道ですれ違うときは、上りの車が停止して下りの車に道を譲るのが原則である。
63. 事業用貨物自動車の運転者は、乗務開始前及び乗務終了後に点呼を受けなければならないが、運行状況に異状がなかった場合に限り、乗務終了後の点呼は受けなくてもよい。
64. 濃霧のときは霧灯をつけるか、前照灯を上向きにして速度を落として走行する。
65. 制動距離とは「ドライバーが危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際にきき始めるまでの間に車が走る距離」をいい、空走距離とは「ブレーキがきき始めてから、車が停止するまでの距離」をいう。
66. 雨の降り始めの舗装道路はスリップしやすいといわれている。
67. スピードが速いほど視野は狭くなり、近くのもののははっきり見えるが、遠くのもののはぼやけて見える。
68. 勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、フェリー乗船時間のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うものとする。
69. 運行記録計の記録紙に氏名を付記すれば、乗務記録の代わりとすることができる。
70. 二日酔いで酒気が残っていても、アルコールの程度が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム未満であれば乗務しても差し支えない。

71. 暗いところから急に明るいところに出ると、最初はまぶしくてよく見えないが、徐々に見えるようになることを「明順応」といい、その逆を「暗順応」という。明順応の方が暗順応よりも通常通り見えるようになるには時間がかかる。

72. タイヤの空気圧が高過ぎると、トレッド部が傷つきやすくなり、バーストやコード切れを起こしやすくなる。



73. 左に示した貨物の荷扱い指示マークは、上積み禁止を示している。

74. 見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、他の車や歩行者に自車の接近を知らせるとよい。

75. 運転者の拘束時間は1日13時間が基本であるが、1週について3回までは、15時間を超え16時間まで拘束時間を延長することができる。

76. エコドライブを実践することによって、「環境保全」、「燃費節減」、「交通事故防止」の一石三鳥の効果が得られるといわれている。

77. 前に偏った積載をすると、降坂時や急ブレーキをかけたときに、制動力不足が生じるおそれがある。

78. 薄暮時には、早目にヘッドライトを点灯し、自車の存在を知らせるのがよい。

79. 時速50キロメートルで走行する自動車の1秒間の走行距離は、約12.7メートルである。

80. 事業用貨物自動車の運転者は、運行開始前に自ら日常点検を実施するか、または検査係等によって実施されたことを確認しなければならない。

81. 拘束時間には残業や手待ち時間は含まれるが、休憩時間は含まれない。

82. 雪道を走行する際は、ハンドルを取られる可能性があるので、わだちを避けて走行するのが安全である。

83. 遠心力や制動距離は速度の2乗に比例するので、速度が2倍になると遠心力や制動距離は4倍になる。
84. 深夜業務を行う乗務員は、1年に1回、定期健康診断を受ける必要がある。
85. 高速道路を走行中に強い横風を受けたときは、強くブレーキを踏み、急いで速度を落とす。
86. 運転時間は、2日を平均して1日当たり9時間を超えてはならない。
87. 運行の途中において運行指示書の携行が必要な乗務を行うこととなった場合には、運転者はその指示内容を乗務記録に記録しなければならない。
88. 運転による疲れは神経の疲れであり、その影響は目に強くあらわれるといわれている。
89. 高速道路では、周囲が開けているため、実際よりも速度を速く感じやすい。
90. 交替して乗務を開始する運転者は、乗務する事業用貨物自動車に異状がない旨の通告を受けた場合は、制動装置その他の重要な装置の機能についての点検は省略することができる。

第 40 回 全国トラックドライバー・コンテスト 学科競技解答

(社)全日本トラック協会

問	○	×
1		×
2		×
3	○	
4		×
5	○	
6	○	
7		×
8		×
9	○	
10	○	
11		×
12		×
13		×
14	○	
15		×
16		×
17		×
18	○	

問	○	×
19	○	
20		×
21	○	
22	○	
23		×
24		×
25		×
26	○	
27		×
28		×
29		×
30		×
31		×
32	○	
33		×
34		×
35	○	
36	○	

問	○	×
37		×
38		×
39		×
40	○	
41		×
42	○	
43		×
44		×
45		×
46		×
47	○	
48	○	
49		×
50	○	
51		×
52		×
53		×
54	○	

問	○	×
55	○	
56		×
57	○	
58		×
59		×
60		×
61	○	
62		×
63		×
64		×
65		×
66	○	
67		×
68	○	
69		×
70		×
71		×
72	○	

問	○	×
73		×
74	○	
75		×
76	○	
77	○	
78	○	
79		×
80	○	
81		×
82		×
83	○	
84		×
85		×
86	○	
87	○	
88	○	
89		×
90		×